

2008年3月13日  
(平成20年)

藤沢市長 海老根靖典様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 横山弘美

介護保険の保険給付に関することに係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略、目的外に利用すること及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について（答申）

2008年2月27日付けで諮問（第311号）された介護保険の保険給付に関することに係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略、目的外に利用すること及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について次のとおり答申します。

#### 1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第10条第2項第5号の規定による本人以外のものから収集する必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第1項第4号の規定による目的外に利用する必要性があると認められる。
- (3) 条例第10条第5項及び第12条第5項の規定による本人以外のものから収集すること及び目的外に利用することに伴う本人通知を省略する合理的理由は、「3 審議会の判断理由」の(2)に述べるところにより認められる。
- (4) 条例第18条の規定によるコンピュータ処理をする必要性があると認められる。

## 2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり必要な個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由、目的外に利用する必要性及び目的外に利用することに伴う本人通知を省略する合理的理由並びにコンピュータ処理をする必要性は次のとおりである。

### (1) 諮問に至った経過

#### ア 現在の状況

介護保険制度開始8年目を迎え、要介護（要支援）認定者やサービス利用者の増加に見られるように制度は定着してきているが、その一方で提供されるサービスが適正に利用者の自立支援につながっているかとの指摘がある。また、事業者による過度の利用者の掘り起こしや不正請求等、不適正ないし不正な事例も見受けられる。

#### イ 事務処理の内容

介護保険で提供するサービス（以下「介護サービス」という。）は、福祉系サービス（訪問介護、通所介護、短期入所生活介護等）と医療系サービス（訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、居宅療養管理指導等）を統合した内容となっているが、医療系サービスにあっては、急性増悪時などに介護サービス利用者に医療保険からのサービス提供も可能となっている。このため、日常的にも一定程度の介護サービスと老人医療の重複請求の可能性が考えられる。

このようなことから、国では、介護保険事業の適正な運営の確保を図るため、平成15年度から「適正化対策事業」を実施しており、それを受け、国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）が、審査支払いに関する事務の一環として多角的な介護給付実績分析システムを開発し、その一つとして介護情報と医療情報の突合を行うシステムを構築しており、本市においても平成16年3月より自庁処理により介護保険システムに老人保健受給者番号取り込み処理を行っている。番号取り込み処理を行うにあたって老人保健受給者番号及び国民健康保険被保険者番号の目的外利用等について諮問を行い、承認されている（答申122号）。

また、平成19年度中に国において介護給付費適正化計画が策定され、平成20年度から各市町村において当該計画を実行することになることから、介護保険事業の適正な運営の確保を図るため、現在、老人保健受給者を対象に行っている「医療情報との突合」を、継続して実施するにあたり、国民健康保険被保険者と共に平成20年4月から施行される後期高齢者医療制度被保険者を対象とする。

本市は、保険者として、介護保険事業の適正な運営を確保し、利用者の利益に資するために、連合会の給付適正化システムを活用する中で、介護保険及び医療保険の重複給付分を抽出し、その情報を基に重複請求などの不適正ないし不正請求を防止することによって、給付の適正化に取り組むものである。

このことにより給付の適正化が図れるとともにサービスの利用者の unnecessary 負担を除くことができ、利用者の利益を守ることにつながる。

(2) 個人情報をも本人以外のものから収集する必要性及び目的外に利用する必要性について

ア 収集・利用の目的

当該情報の収集は、保険者が取り組むべき介護給付の適正化の一環として介護、医療の重複給付分を抽出し、その情報を基に二重請求などの不適正ないし不正を防止することによって、給付の適正化と利用者の負担の適正化を図ることを目的に行うものである。

イ 本人以外のものから収集・利用する必要性

現在、老人保健受給者番号及び国民健康保険被保険者番号の目的外利用については以前の諮問以降申請書を変更し、介護保険要介護（要支援）認定申請の際に同意を得ている。

しかしながら収集対象者である要介護認定者数は11,400人（平成20年1月31日現在）を超え、新規の介護認定者数も毎月270人程度となっている。このように、収集対象者が、多人数で一定期間内に本人から収集することが物理的に困難であるとともに、収集にかかる費用及び多量の事務量を必要とすることなど事務処理の効率性の点から国民健康保険及び後期高齢者医療システムの国民健康保険被保険者番号及び後期高齢者医療被保険者番号により収集するものである。

なお、国民健康保険被保険者番号については、平成16年に介護保険の保険給付に関して諮問を行い、承認されている（答申122号）。また、介護保険要介護（要支援）認定申請の際に目的外利用について同意を得ている。

また、今後については平成20年4月より介護保険要介護（要支援）認定申請の際に国民健康保険及び後期高齢者医療被保険者番号並びに医療保険における給付内容等の情報の目的外利用の同意を得ることとする。

ウ 収集・利用する情報

この事業の実施に際し、収集する情報は、次のとおりである。

- (ア) 後期高齢者医療保険被保険者番号（医療予防課）
- (イ) 国民健康保険被保険者番号（保険年金課）
- (ウ) 医療保険における給付内容（保険年金課，医療予防課，神奈川県連合

会（以下「県連合会」という。））

なお、(イ)及び(ウ)については答申122号で承認されている。また、介護保険要介護（要支援）認定申請の際に目的外利用について同意を得ている。

- (3) 個人情報をも本人以外のものから収集すること及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略について

「本人以外のものからの収集」及び「目的外利用」については、本来保険者が取り組むべき介護給付の適正化の一環として収集・利用するものであり、これにより利用者の負担の適正化を図ることができることから利用者の利益に適うものである。

また、現在、収集対象者である要介護認定者数は11,400人を超え、新規の介護認定者数も毎月270人程度となっており、通知にかかる費用及び多量の事務量を必要とすることなど事務処理の効率性の点から「本人以外のものからの収集」及び「目的外利用」する旨の本人通知を省略することとしたい。

なお、広報ふじさわ3月25日号において個人情報を収集し利用する旨の周知を行う。

- (4) コンピュータ処理の必要性について

ア 処理の内容

本市の国民健康保険及び後期高齢者医療システムから自庁処理により介護保険システムに国民健康保険被保険者番号と後期高齢者医療被保険者番号の2情報を取り込み、介護保険台帳に記載する。その上で、サービス利用者特定するための国民健康保険被保険者番号と、後期高齢者医療被保険者番号については、電子情報として保険給付の審査支払業務を共同処理している県連合会に事前に送信する必要がある。情報は、本市と県連合会との専用回線により送信する。

なお、国民健康保険被保険者番号については答申122号で承認されており、介護保険要介護（要支援）認定申請の際にコンピュータ処理について同意を得ている。

イ 県連合会での突合

介護保険台帳に記載された国民健康保険被保険者番号、後期高齢者医療被保険者番号により国保共同電算にある医療情報（レセプト）を電子媒体により県連合会の介護審査支払システムに取り込み、介護給付実績データとの突合処理をしたものの結果リストを作成する。医療給付実績データと介護給付実績データとの突合は、県連合会の国保共同電算との連携により実施することとなり、情報処理は介護審査支払等システム内で処理される。結果リストは、本市と県連合会との専用回線により受信する。

#### ウ システムの安全対策

(ア) 条例第16条（委託に伴う手続き）及び藤沢市コンピュータシステム管理運営規程第25条（外部委託）の規定に基づいて県連合会（受託者）に必要な処置を義務づけ、実施状況の確認を行うことにより個人情報のための安全対策を確保する。

(イ) 神奈川県国民健康保険団体連合会介護保険保険者事務共同処理業務規則第5条で秘密の厳守を規定しているほか、神奈川県国民健康保険団体連合会電子計算機処理データ保護管理規則によりデータの保護及び管理について定められている。

(ウ) 県連合会と本市とは、専用回線により接続するが、ID・パスワードの設定及び情報の暗号化により安全性を確保する。

#### (5) 実施時期

2008年4月下旬予定

処理周期：毎月処理

本人同意については、要介護（要支援）認定申請の際に順次同意をとることとする。平成22年4月末においてすべての認定者から本人同意を得ることができる。（認定の有効期間の最長は2年間であるため）

#### (6) 提出資料

ア 医療情報との突合について

イ インターフェース仕様書（案）（抜粋）

ウ 藤沢市介護保険要介護（要支援）認定・要介護（要支援）更新認定申請書

エ 広報原稿（案）

オ 介護保険事務処理システム変更に係る参考資料（抜粋）

カ 神奈川県国民健康保険団体連合会介護保険者事務共同処理業務規則  
神奈川県国民健康保険団体連合会電子計算機データ保護管理規則

キ 政令第三十号 介護保険法施行令の一部を改正する政令

ク 個人情報取扱事務届出書

### 3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)から(4)までのとおりの判断をするものである。

#### (1) 個人情報をも本人以外のものから収集する必要性及び目的外に利用する必要性について

現在、老人保健受給者番号及び国民健康保険被保険者番号の目的外利用については以前の諮問以降申請書を変更し、介護保険要介護（要支援）認定申請の際に同意を得ている。

しかしながら収集対象者である要介護認定者数は11,400人（平成20年1月31日現在）を超え、新規の介護認定者数も毎月270人程度となっている。このように、収集対象者が、多人数で一定期間内に本人から収集することが物理的に困難であるとともに、収集にかかる費用及び多量の事務量を必要とする。

また、実施機関では、今後については平成20年4月から介護保険要介護（要支援）認定申請の際に国民健康保険及び後期高齢者医療被保険者番号並びに医療保険における給付内容等の情報の目的外利用の同意を得ることとしている。

以上のことから判断すると、個人情報をも本人以外のものから収集する必要性及び目的外に利用する必要性があると認められる。

- (2) 個人情報を本人以外のものから収集すること及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略について

現在、収集対象者である要介護認定者数は11,400人を超え、新規の介護認定者数も毎月270人程度となっており、通知にかかる費用及び多量の事務量を必要とする。

なお、実施機関では、広報ふじさわ3月25日号において個人情報を本人以外のものから収集し使用する旨の周知を行うこととしている。

以上のことから判断すると、個人情報をも本人以外のものから収集すること及び目的外に利用することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。ただし、広報による周知文については、修正が間に合うのであれば、「本市で保管している個人情報」の文言を、「本市で保管している後期高齢者医療被保険者番号」の文言に修正することを条件とするものである。

- (3) コンピュータ処理の必要性について

ア コンピュータ処理の必要性について

本市の国民健康保険及び後期高齢者医療システムから自庁処理により介護保険システムに国民健康保険被保険者番号と後期高齢者医療被保険者番号の2情報を取り込み、介護保険台帳に記載する。その上で、サービス利用者特定するための国民健康保険被保険者番号と、後期高齢者医療被保険者番号については、電子情報として保険給付の審査支払業務を共同処理している県連合会に事前に送信する必要がある。情報は、本市と県連合会との専用回線により送信する。

医療給付実績データと介護給付実績データとの突合は、県連合会の国保共同電算との連携により実施することとなり、情報処理は介護審査支払等システム内で処理される。結果リストは、本市と県連合会との専用回線により受信する。

以上のことから判断すると、個人情報をコンピュータ処理する必要性があると認められる。

イ 安全対策について

実施機関では、安全対策として以下(ア)から(ウ)までに掲げる措置を講じることとしている。

- (ア) 条例第16条（委託に伴う手続き）及び藤沢市コンピュータシステム管理運営規程第25条（外部委託）の規定に基づいて県連合会（受託者）に必要な処置を義務づけ、実施状況の確認を行うことにより個人情報のための安全対策を確保する。
- (イ) 神奈川県国民健康保険団体連合会介護保険保険者事務共同処理業務規則第5条で秘密の厳守を規定しているほか、神奈川県国民健康保険団体連合会電子計算機処理データ保護管理規則によりデータの保護及び管理について定められている。
- (ウ) 県連合会と本市とは、専用回線により接続するが、ID・パスワードの設定及び情報の暗号化により安全性を確保する。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が講じられていると認められる。

以 上